

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する不動産登記法の特例に関する省令の一部を改正する省令案の概要

令和４年１１月
法務省民事局

１ 概要

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和４年法律第３８号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する不動産登記法の特例に関する省令の一部を改正する省令を制定するものである。

２ 改正内容

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する不動産登記法の特例に関する省令（平成３０年法務省令第２８号）において、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する法律（平成３０年法律第４９号）第４０条の規定を引用しているところ、改正法により同規定が第４４条に繰り下げられることに伴い、規定の整理を行う。

３ 施行期日

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和４年１１月１日）から施行する。